

「第2期 横浜市空家等対策計画（素案）」について ～皆様のご意見をお寄せください！～

本市の空き家は増加傾向にあり、特に一戸建ての空き家は、平成20年から平成25年の5年間で約1.3倍に増加しています。このなかには、適正に管理されず、放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼすものも生じています。

本市では、平成28年2月に、「横浜市空家等対策計画」を策定し、総合的な空家等対策に取り組んできました。しかし、少子高齢化の進行等に伴い、今後も空き家の増加が想定されることから、この度、第2期計画の策定を行い、課題に対する取組を拡充し、空家等対策の一層の推進を目指します（策定は平成30年度中を予定）。

ついては、「第2期 横浜市空家等対策計画」の素案について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集期間

平成30年12月19日（水）～平成31年1月18日（金）

2 計画の概要

（1）目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、横浜市の基本的な取組姿勢や対策を示します。

（2）位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空家等対策計画

（3）計画期間

2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間

※社会情勢の変化に的確に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行います。



（4）計画の特徴

- 市民の安全・安心の確保や地域の活性化に向けて、関係区局、地域住民、専門家団体など多様な主体が連携して取り組むことを基本とします。
- 住まいの状況に応じ、①空家化の予防、②空家の流通・活用の促進、③管理不全空家の防止・解消、④空家の跡地活用を柱とした対策を講じていきます。

3 拡充する主な取組

（1）相談体制強化と活用促進

空き家の増加を抑制するためには、空き家所有者の方が、自発的に流通・活用促進していただくことが重要です。そのため、早期からの普及啓発に加え、流通・活用促進に向けた取組を強化します。

（2）管理不全空家への指導等の強化

管理不全空家は増加傾向にあり、行政による指導にもかかわらず改善がされないものもあるため、倒壊等の危険性の高い空家が累積することが懸念されます。よって、指導強化等の新たな対策を進めます。

4 資料の閲覧場所

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画（素案）本文の閲覧及び概要版リーフレットの配布を行っています。

なお、素案本編は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご覧いただくことができます。

【ホームページ】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/public/public.html>

横浜市空家対策

検索

5 意見提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ① は が き : 概要版リーフレット（配布場所は「4 資料の閲覧場所」参照）に付属しているはがきを切り取り、ご使用ください。切手不要・1月18日の当日消印有効です。
- ② 電子メール : kc-akiya@city.yokohama.jp
- ③ F A X : 045-641-2756（「住宅政策課宛」と明記ください）
- ④ 持 参 : 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階 横浜市建築局住宅政策課

【注意事項】

- 電子メールまたはFAXでご提出いただく場合も、「氏名」、「住所（区名まで）」、「素案へのご意見」を明記の上お送りください。
- 持参の場合は、土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く8時45分から17時まで受付しています。

6 その他

- お寄せいただいたご意見は、「第2期 横浜市空家等対策計画」の策定の参考に利用させていただきます。また、御意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、後日、市のホームページで公表します。（氏名、住所は公表いたしません。）
- お電話での意見の受付や、ご意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 山口 賢 Tel 045-671-2917